

## 新潟医療福祉大学図書館・情報委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、新潟医療福祉大学図書館規程第5条の2及び新潟医療福祉大学情報環境整備規程第3条の2に基づき、新潟医療福祉大学図書館・情報委員会（以下「図書館委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 図書館委員会は次に掲げる事項を審議する。

- (1) 図書館活動及び情報環境整備における企画・立案に関すること
- (2) 図書館及び情報環境整備における予算に関すること
- (3) 図書館及び情報環境整備における諸規程の制定・改廃に関すること
- (4) その他図書館及び情報に関する重要事項

### (組織及び任期)

第3条 図書館委員会は次に掲げる者を持って組織する。

- (1) 館長
  - (2) 各学科から選出された教員各1名
- 2 前項(1)の館長は、学長が委嘱する。
  - 3 前項(2)の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 図書館委員会に委員長を置く。館長をもって充てる。

- 2 委員長は、図書館委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときはあらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を行う。

### (会議)

第5条 図書館委員会の審議は、過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

### (委員以外の者の出席)

第6条 図書館委員会は、必要に応じて委員以外の者の列席を求め、意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第7条 図書館委員会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会長は、委員会委員のうちから委員長が委嘱する。
- 3 専門部会の委員は、委員会委員以外の者からも選任できるものとし、委員長が委嘱する。

( 図書館委員会の事務 )

第 8 条 図書館委員会の事務は、図書館が行う。

( 補足 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、図書館委員会が別に定める。

附則

この規程は、平成 13 年 7 月 2 日から施行する。

この規定は、平成 20 年 9 月 8 日から施行する。